

群馬大学医学部研究生規程

平成 16. 4. 1
制 定

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部（以下「本学部」という。）における研究生に関する必要な事項は、群馬大学学則及び群馬大学医学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、学期の途中において許可することがある。

(入学資格)

第3条 研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法による大学のうち、医学、歯学、薬学その他理科系の大学卒業者
- (2) その他教授会で適当と認めた者

(入学志願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、学部長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 勤務先を有する者は所属長の承諾書
- (5) 健康診断書
- (6) 写真（最近6月以内に撮影した上半身脱帽名刺判大のもの2枚）
- (7) その他必要と認められる書類

(入学許可)

第5条 研究生の入学は、本学部の教育・研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て学長がこれを許可する。

(在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究の必要に応じ学長の許可を得て、その期間を延長することができる。

2 前項ただし書により在学期間を延長しようとする場合は、所定の延長願をを期間満了1月前までに提出しなければならない。

(退 学)

第7条 研究生が在学期間中に退学しようとするときは、学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第8条 研究生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て学長が、研究の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第9条 研究生については、この規程に定めるもののほか、本学部の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。